

令和2年7月11日

ゆかり会各位

ゆかり会会長 桐生里美  
ゆかり会名簿係 臼木明子

## 会費納付についてのお願い

新年度早々、皆様には新型コロナウイルス流行で大変な思いされていることと、お見舞い申し上げます。

さて、去る5月16日にゆかり会総会が行なわれ、その場で会則の改正が承認されました。下記に議題の提案及び会則の変更を、記載します。

---

### 議題の提案

近年、印刷代をはじめ諸物価が上昇、また消費税増税に伴う郵便料金等、諸費用が増加してきました。今日まで会則に則り、経費削減等の維持管理にあたってまいりましたが、運営が厳しく困難な状況となっております。そこで、今回会則の改定を提案いたします。

### 会則の改定

#### 第4条

2. 会費未納が1年を経過した場合、自動的に退会したものとみなす。ただし、再入会はさまたげない。

#### 第10条

1. 会費は入会時6,000円（卒業後3年間有効）、4年目から年会費を2,000円とする。

---

以上の様に議題が議決され、会則が改定されました。会則は今年度より適用されますが、前年度の納付がない会員には以下のように猶予期間を設けます。

- 今年度の会費納入は令和3年2月末日までといたします。期限までに納付がない場合は自然退会となりますので、ご注意ください。⇒**今年度は47回生が該当します。**
- 前年度納付がない会員につきましては、令和2年9月末日までに、前年度の会費を納付していただくようお願いします。なお、9月末日までに前年度分の会費納入が無い場合は自然退会となります。⇒**今年度は、46回生以前の会員が該当します。**  
(振込用紙は前年度用紙、今年度の用紙でもどちらでもかまいません。)
- 50回生、49回生、48回生**につきましては、**卒業時に3年間分のゆかり会会費をいただいておりますので、今年度の会費納入は不要です。**

※ 尚来年度以降の会費納入は締め切りを設け、年度末の2月末日にいたします。